

## 令和7年度第2回文化財保護審議会

日 時：令和7年10月21日（火）午後6時～

場 所：世田谷区教育会館3階「ぎんが」

出席者：（委 員）早乙女会長、相澤副会長、神庭委員、小泉委員、外池委員、俵木委員、藤原委員、村松委員

（事務局）玉野教育政策・生涯学習部長、平原生涯学習課長、湖東文化財係長、古川民家園係長

会議公開の可否：公開

傍聴者：なし

事務局：教育政策・生涯学習部 生涯学習課

次 第：1 教育政策・生涯学習部長挨拶

2 令和7年度第2回議事録署名委員指名

3 審議

（1）世田谷区登録有形文化財への登録の諮問について（勝光院の木造観音菩薩立像）

（2）世田谷区登録有形文化財への登録及び世田谷区指定有形文化財への指定の諮問について（勝光院の木造虚空蔵菩薩坐像）

4 その他

5 閉 会

資料：・次第

- ・資料 1 「世田谷区登録有形文化財への登録の諮問」
- ・資料 2 「世田谷区登録有形文化財への登録の説明」
- ・資料 3 「世田谷区登録有形文化財への登録及び世田谷区指定有形文化財への指定の諮問」
- ・資料 4 「世田谷区登録有形文化財への登録及び世田谷区指定有形文化財への指定の説明」

## 午後 5 時55分開会

○生涯学習課長 皆様こんばんは。まだ時間となっておりませんが、皆さんおそろいのようですので、第2回の文化財保護審議会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。私は生涯学習課長の平原です。

開会に当たりまして、教育政策・生涯学習部長の玉野より御挨拶をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○教育政策・生涯学習部長 皆様こんばんは。紹介がありました教育政策・生涯学習部長の玉野でございます。本日は皆様、大変御多忙のところ御出席をいただきまして、ありがとうございます。

本日は本年度、第2回目の審議会、全体会となります。第1回全体会におきまして御意見をいただきました勝光院所蔵の仏像に関しまして、世田谷区登録有形文化財への登録及び指定文化財への指定につきまして、9月3日開催の教育委員会におきまして諮問を決定し、9月8日付で教育長より早乙女会長にお伝えしたところでございます。いずれの仏像も世田谷区の歴史上、大変貴重な資料であると考えておりますので、答申に向けて活発な御審議を皆様にいただけますように、どうぞよろしくお願ひいたします。

また、本日机上に配付させていただいておりますが、これから本格的な秋を迎えまして、文化財関連の企画展示ですとか講座の開催も佳境を迎えてまいります。ぜひ皆様、足をお運びいただけますと幸いでございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

今後も引き続き、世田谷区の文化財行政の発展に御協力をいただきますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

簡単ではございますが、以上で挨拶とさせていただきます。本日は皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

○生涯学習課長 部長の玉野でございますが、本日、別の会議が入ってございますので、これにて失礼させていただきます。

○教育政策・生涯学習部長 すみません。よろしくお願ひいたします。

○生涯学習課長 それでは、議事に移りますので、ここからの進行は早乙女会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○会長 それでは、ただいまより令和7年度第2回文化財保護審議会の議事を進めてまいります。

本日は山本委員、重枝委員、石井委員の3名について欠席の連絡を受けております。

今までのところ傍聴の申込みはありませんが、会議開始後に傍聴の申出がありましたら、その際にお諮りして傍聴していただく形で取り扱わせていただきます。

初めに、事務局から本日の配付資料の確認をお願いいたします。

(配付資料確認)

○会長 次に、次第2、令和7年度第2回議事録署名委員の指名です。今回の議事録署名は、俵木委員と藤原委員にお願いいたします。議事録に後日署名をいただきますので、御承知おきください。

それでは、次第3の審議に入ります。初めに、審議事項(1)について事務局から説明をお願いいたします。

○生涯学習課長 それでは、審議事項(1)世田谷区登録有形文化財への登録の諮問（勝光院の木造観音菩薩立像）につきまして、資料1、世田谷区登録有形文化財への登録の諮問を御覧ください。

会議冒頭に玉野部長からお伝えしましたとおり、既に9月8日付で早乙女会長を通じまして委員の皆様にも御通知いたしました諮問文でございます。既に内容を御確認いただいているかと存じますので、この場での諮問内容の伝達につきましては省略させていただきます。

引き続き、資料2ですが、世田谷区登録有形文化財への登録の説明を御覧ください。

勝光院の木造観音菩薩立像につきまして、今年度第1回審議会での委員の皆様からの御意見も踏まえまして、事務局で答申案のたたき台を作成いたしました。ここから詳細は文

化財係長より御説明をさせていただきます。

○文化財係長 それでは、資料2を御覧ください。

資料1の諮問文に評価等を加えた上で、答申のたたき台という形で事務局でまとめたものでございます。本日、御意見をいただき、それに書き足したり修正をした上で、最終的に答申文という形でまとめてまいりたいと思います。

まずは説明を読ませていただきます。

名称及び員数につきましては、勝光院の木造觀音菩薩立像になります。種別、世田谷区登録有形文化財（絵画・彫刻）。所在地は桜一丁目26番35号で、所有者は宗教法人勝光院代表役員の大場有里子様でございます。

年代は江戸時代としております。法量は、台座を含めると7.4センチ、像高は4.3センチ。作者は不詳でございます。

(4) 内容でございます。素地一木造。彫眼。頭部群青彩、眉・瞳墨彩、口唇朱彩。左手首より先欠失、右臂にかかる天衣の下方欠損。現在本像は、黒漆塗内部漆箔の厨子に納められ、厨子は布製の外袋に納められている。本像は広葉樹、台座は針葉樹と見られる樹種で制作されたと推察される。台座の彫法も繊細で立派な造作であるが、樹種の違いから台座は後補と考えられる。

小像ながらも、三道が掘り出される等、極めて緻密で細部に意を注いだ造作からは、製作者の技術の高さがうかがえる。その生氣ある面相や衣文表現等、写実的で彫法も優れていることから、鎌倉時代的要素も看取される。

本像と台座は接合されており、現状は本像正面の観察のみに限られる。

(5) 勝光院沿革でございます。勝光院は世田谷区内でも有数の曹洞宗の古刹で、中世の世田谷領主吉良氏の菩提寺である。その前身は、建武2年に吉良氏が開基となって建立した龍鳳寺と伝えられる。天正元年に、世田谷城主の吉良氏朝が曹洞宗僧の天永琳達を中興開基として、養父頼康の菩提を弔うために再興し、頼康の院号に因み勝光院と改称した。

また当時吉良氏の有力家臣であった大場氏・関氏・宇田川氏・石井氏等は、勝光院を当

時菩提寺としており、有力家臣にとって中心的な寺院であったことが分かる。

徳川家康の関東入国以降は、30石の朱印地を与えられており、旧吉良氏領内で最も格式の高い寺院であったことがうかがえる。

(6)伝来でございます。江戸時代後期、寛政9年に武州荏原郡上北沢村出身の穂積隆彦が、吉良侍従に進覧し、文化6年に増補分をまとめた『世田谷私記』において、勝光院の什物の項に「氏朝の守、一寸弐三分、觀音の像ナリ」と記されている。

天保3年刊行の紀行文『松の柴折』には、「吉良氏朝の守本尊觀音の像一軀〈丈壹寸三分、この厨子に入る外箱、黒塗にて桐の金紋付であり、堅地にして漆色殊勝の古物也、〉」とあり、桐の金紋が施された黒漆塗りの「外箱」に、觀音像が納められていると記されている。

上記の文献史料は、いずれも吉良氏朝の守り本尊として伝える、一寸余りの觀音像の存在を示し、本像がこれにあたると考えられる。

6、登録理由でございます。当該仏像は、勝光院を再興したとされる世田谷城主の吉良氏朝の守り本尊として伝来しており、世田谷地域の歴史、また勝光院の沿革を考える上で貴重な像であることから、世田谷区登録有形文化財として登録するのが相応しい。

7、登録基準でございます。「世田谷区文化財登録・指定基準」第1 世田谷区登録有形文化財(2)絵画・彫刻、イ 絵画史上、彫刻史上又はこの地方の文化史上貴重なものに該当いたします。

参考文献については記載のとおりでございます。

写真につきましては、これまで御覧いただいていたもの、1枚正面のものしかございませんので、同じものを付けております。

既に修正点等について御指摘もいただいており、今後、修正を予定している点につきまして御説明をいたします。

まず、1の名称、員数の欄に員数が入っておりませんので、員数の1軀を追記いたします。

(5)の勝光院の沿革につきまして、次の議案でご説明する虚空蔵菩薩坐像と全く同一になるはずですが、何か所か表現が異なる不統一がありますので、統一を図るようにいたします。

(6)伝来の行頭に「文中の「／」は改行」とございますが、改行の部分の引用がなくなりましたので、削除いたします。

最後に6、登録理由ですが、登録有形文化財として登録するといった表現に改めます。

現在のところ、修正予定の箇所は以上でございます。

御説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

幾つか修正がありましたけれども、それを踏まえまして、これが答申案のたたき台となりますので、答申案の内容について審議を行いたいと思います。ここの登録の説明の文章及び、事務局への質問も含めて御意見を伺います。いかがでしょうか。

前回もいろいろ意見が出ましたけれども、その繰り返しでも構いませんので、どなたか積極的に意見をお願いいたします。

では、まず口初めに村松委員から、実際調査にも関わったので、それを踏まえてお願いたします。

○委員 3度ほど拝見させていただきましたけれども、最初、鎌倉というような話で拝見させていただいて、確かに顔をアップで拝観すると鎌倉的な要素、目がちょっと、きりつとつり上がっていて、慶派なのかなという部分もあったんですが、全体として見ると鎌倉と言い切るのは難しい感じがいたしました。

また、答申案にも書かれていましたけれども、表面観察のみということで、背中の部分がちょっと気になっているところがございまして、今のところ、台座から剥がすことができないという部分も含めて、江戸時代と書かれているのは妥当ではないかと思います。

文献資料によって守り本尊であることも推定されますので、貴重な文化財とは思いま

す。できれば明らかにボンド的なもので接合していますので、それを外したい気はしますけれども、それはゆくゆくということでしょうか。

○会長 どこの部分ですか。

○委員 台座です。

○会長 台座と本尊の接合部ですね。

○委員 はい。今回は登録候補ですけれども、あの部分は一回外して、にかわなどで付け直したい感じがしますね。

○文化財係長 登録の場合も修理の補助金は出ますので、登録後、所有者に修理をお勧めしてまいりたいと思います。その機会に、背面も観察ができればとは思います。もうしばらくお時間はいただくなることになるかと思いますが、その際にはご指導をよろしくお願ひいたします。

○委員 楽しみは待っていたほうがいいと思いますので、心待ちにしています。

○会長 ありがとうございます。もしこれが登録されれば、修理の予算も一部出るということですので、もしそうなったら、村松委員だけではなくて、今回調査に関わった先生方にも一声かけていただいて、みんなで背面を見ていただいて、いろいろな意見をいただくのがよろしいかと思います。

それから、私のほうから聞きたいことがあるんですけれども、この登録対象は菩薩立像で、本尊のみで、それに伴う、今出ました台座と厨子は登録ではないんですけども、一応一体としてあるので、その辺、何か文章としては……。要は、台座も厨子も残したいということなんですねけれども。一緒になって。どういうふうに考えていますか。

○文化財係長 これまでに、台座については時代が少し異なるだろうということで、台座は登録からは外したほうがよいのではないかという御意見がございました。

また、仏像を登録、指定する際は、厨子については含めないのが通常だというお話もあり、厨子については含めない形にいたしましたけれども、江戸時代の史料に記載されている当初からのものであれば、今後追加で登録なり指定ということもあり得ると思います

が、今のところ、情報量が不足しておりますので、それも修理の機会に何かが分かればとは思います。

○会長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見とか御質問ございますでしょうか。

○委員 厄子が仕覆、袋に入っていたかと思うんですけども、袋がかなりぼろぼろになつていて、それがいつのものなのは、ちょっと分からないということでしたが、登録された場合に、保管は所有者、職員に保管状況は任せる形になるんでしょうか。拝見したときは、ぼろぼろの袋から出してくださったので、やはり袋に入って、多分厄子に入ってという形だったのかと思うんですけども、袋も修復したり、新しいものをあつらえたりという可能性はあるのかなということ。2点お願いします。

○文化財係長 袋につきましても、大分以前から使っている様子はありながらも、やはり当初からのものでもなさそうだということで、登録には含めないことになりました。仏像本体も含めてですが、基本的には所有者が管理をして保存をしていただくことになります。所有者としても、袋については今後更新していきたいとのお話もお伺いしておりますので、古いものを捨てるのではなくて、古いものは古いものとして大事に保存していただきという考え方で所有者と相談してまいりたいと思います。

○会長 ありがとうございました。

ほかに何か御意見とか御質問はございますか。次回の審議会では答申になりますので、今日の審議会が最後の意見を言う場となりますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、意見がいろいろ出ましたので、それを踏まえて答申案を事務局で作成をお願いいたします。

審議(2)に進ませていただきます。事務局から説明をお願いいたします。

○生涯学習課長 では、審議事項(2)世田谷区登録有形文化財への登録及び世田谷区指定有形文化財への指定の諮問について（勝光院の木造虚空蔵菩薩坐像）につきまして、資料

3を御覧ください。

こちらも既に内容を御確認いただいているかと存じますので、この場での諮問内容の伝達については省略させていただきます。

引き続きまして、資料4、世田谷区登録有形文化財への登録及び世田谷区指定有形文化財への指定の説明を御覧ください。

勝光院の木造虚空蔵菩薩坐像につきまして、今年度第1回審議会での委員の皆様からの御意見も踏まえまして、事務局で答申案のたたき台を作成いたしました。

詳細につきましては、また文化財係長より御説明させていただきます。

○文化財係長 それでは、資料4を御覧ください。世田谷区登録有形文化財への登録及び世田谷区指定有形文化財への指定の説明でございます。

名称及び員数につきましては、勝光院の木造虚空蔵菩薩坐像、1軀でございます。種別につきましては、世田谷区登録有形文化財及び世田谷区指定有形文化財（絵画・彫刻）。

所在地は桜一丁目26番35号で、所有者は勝光院様でございます。

年代は安土桃山時代。法量は省略させていただきますが、像高が48.5センチとなっております。作者は不詳でございます。

(4) 内容でございます。寄木造、玉眼、漆箔。像背面は漆箔を施さずに朱彩とし、頭部は群青彩。白毫に水晶を嵌入、金属製の頭飾及び胸飾をつける。左掌に持物を固定するための穴があり、おそらく宝珠をのせていたものと想像されるも、現在は欠失。左手は後補と思われる。頭部前後矧ぎ。体幹部材に両肩材を寄せ、脚部は別材を矧ぎ付ける。像底に柄あるも、台座の柄穴と一致しない。

衲衣は両肩から両足まですっぽりと覆う。やや小さい体躯ながらも室町時代の余風を残した一種のおおらかさが伺える。伸びやかで丁寧な背面や、三段に結わえた宝髻の彫からは、同時代の技巧から見ても優れた像容であることが看取される。

なお台座の大きさは、本軀に比べてやや狭く、本像と制作年代が異なると推察される。

(5) 勝光院沿革でございます。こちらは先ほどと同じですので省略をさせていただきます

す。文章は、観音像と統一するようにいたします。

(6)の伝来でございます。本像は、現在は本堂内陣にある須弥壇上の宮殿に納められている。

寛永年間頃の成立とされる「勝光院過去帳裏書」には、天正10年に客殿の立柱が行われたこと、本尊の虚空蔵菩薩像は関加賀守、大権修理菩薩像はその奥方、達磨大師像は吉良氏朝の御局によってそれぞれ寄進されたこと、同16年に中興開山の天永琳達が心源院へ転住したことが記されている。

宝暦年間に成立した「歴代住職書上」においても、本像は「勝光院過去帳裏書」と同様に関加賀守による寄附と伝えられている。

なお、関加賀守は、吉良四天王に数えられる有力家臣で、天正20年造立の勝国寺の薬師三尊像の「薄之願主」、すなわち漆箔・彩色仕上げの願主としても名を残す人物である。

本像の制作年代については、「勝光院過去帳裏書」によつては立柱と同年の造立と断定することはできず、頼康三十三回忌に合わせた文禄2年とする論考もあることから、今後の調査等により明らかになることが望まれる。

また、当該像と同時期に寄進され、現在も堂内に安置されている木造達磨大師坐像の台座裏の墨書には、弘化3年の第19世大永智全和尚の代に本像が再興されたことが記されており、同年に修理が施されたことが伺える。

6、登録・指定理由でございます。本像の制作年代は不明であるものの、像容から文献史料が示す天正年間頃、安土桃山時代に造像されたことが看取される。

また、中世の世田谷領主吉良氏の有力家臣である関加賀守によって勝光院に寄進されたと伝えられ、勝光院の沿革のみならず、世田谷の中世史を考える上でも重要な資料である。

区内でも数少ない安土桃山時代の造立である本像は、伸びやかで丁寧な背面や宝髻の彫方から窺えるように、同時代の技巧から見ても優れた像容を有している。

上記により、本像は世田谷区登録文化財として登録及び世田谷区指定文化財として指定

することが相応しい。

7、登録・指定基準でございます。「世田谷区文化財登録・指定基準」第1 世田谷区登録文化財、1 世田谷区登録有形文化財(2)絵画・彫刻、イ 絵画史上、彫刻史上又はこの地方の文化史上貴重なもの。同「基準」第2 世田谷区指定文化財、1 世田谷区指定有形文化財、世田谷区登録有形文化財のうち、区にとって重要なもの。

以上でございます。

参考文献は記載のとおりで、画像についても前回と同様となっております。

こちらの説明資料の修正点でございますけれども、こちらも名称、員数のところに1軀が抜けておりますので追記をいたします。

沿革につきましても、観音菩薩立像と同一となるように調整をいたします。

(6)の伝来でございますが、こざとへんの寄附と、こざとへんのつかない寄付と、寄進というような同義語が混在して使われております。早乙女会長から御指摘もいただき、「歴代住職書上」の引用をしている部分については、出典元の表現のままということで、こざとへんの寄附を使用するようにいたします。また、最終段落には寄進という言葉が使われておりますけれども、こちらは引用ではなくて一般的な表現の用語ということで、寄進のままにさせていただきます。

諮問文と統一が取れていないところにつきましては、諮問文は既にもう確定しておりますので、そのままということにさせていただければと思います。

事務局からの修正点につきましては、以上でございます。

○会長 ありがとうございました。

それでは、答申案の内容について審議を行います。事務局への質問や御意見も含めて御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

これは一度に登録して同時に指定という。同時に行うということですね。間を置かずにとってることで。

○文化財係長 指定をするには、一回登録を経なければいけないという規定がございま

す。ただし、当初から指定すべき対象もございますので、本件は登録と同時に指定をするというパターンでございます。

○会長 分かりました。

ほかに御意見ありませんか。

すみません、村松委員、もう一度。村松委員、これに関して、実際調査したことも含めて御意見をお願いいたします。

○委員 この文章にありますように、裏書の中に、こちらの御本尊が虚空蔵菩薩というふうに明記されておりまして、造像的にもこちらの像は虚空蔵菩薩ですし、時代的にも様式的にも安土桃山時代ということで正しいと思いますので、恐らく裏書に書かれている御本尊を指しているであろうと十分に推定されます。ただ、先ほどもありましたように、台座とか後背は後補だというふうに考えられますので、その辺どうなんでしょうか。本体だけ登録、指定ということになるんでしょうか。

○文化財係長 はい。

○委員 本体だけということですね。

○会長 本体だけの登録、指定で、台座は含めないということですね。

○文化財係長 はい。

○会長 分かりました。

ほかに何かございますでしょうか。小泉委員、お願いいいたします。

○委員 すみません、表記について確認させていただきたいんですけども、台座を含まないで御本尊だけということなんですけれども、先ほどの観音菩薩立像は総高という形で台座を含む高さが書いてあるんですけども、これは、くつついちゃって離れないからこういう表記なんでしょうか。こちらも一応台座には、今回指定からは外れるけれども、台座には乗っかっているんですよね。現状として。

あとは表記なんですけれども、坐像となって、名称のところに台座についていないから御本尊だけという解釈をするということでいいんでしょうか。台座を含まないということ

はどこにも書かれていないんですけども、この名称がそれを示しているということでしょうか。

○文化財係長　村松先生にお伺いしたいのですが、通常、坐像で台座がついている場合特記事項がなければ台座も含まれるという解釈でよろしいですか。

○委員　書き方ですね。像高だったら本体だけですし、総高と書くと台座が含まれますので。指定に台座を含まないのであれば総高という書き方ですね。でも、総高と書けば、たしか台座を含みますけれども、台座は指定しないということが確認されていれば……。

○委員　台座は含まないんですよね。観音菩薩は。

○文化財係長　はい。含まないのですが、内容の項目に台座について触れているので、総高は残しておいたほうがよろしいかと思いますので、台座が指定対象でないことが分かるように、表現をもう少しあはっきりさせる形に修正をいたします。

また、虚空蔵菩薩の総高ですけれども、実際には台座から浮いているような状態で、絶妙なバランスで乗せておりますので、高さを測ることも実際には難しかったところがございます。今から総高を測りに行くことが難しいと考えますと、このままにさせていただけるとありがたいです。

○委員　観音像の法量の部分の総高を取るわけにはいかないんですか。像高だけにするとか。

○文化財係長　合わせたほうがよろしいでしょうか。

では、観音像の記述を修正する方向で統一を図ってまいりたいと思います。

○委員　私もそれがいいと思うんですよ。こっちの7.4を切っちゃうといいと思うんです。ただ、逆に言うと、こちらの観音像のほうは現在くっついちゃう。本当にくっついちゃっていて不可分な状況ですから、内容のほうにそのことをそれとなく入れて、総高7.4センチとなるみたいな形が入っていると、今後にいいのかなと思いました。

また、ちょっとついでにもう1つなんんですけども、虚空蔵のほうは台座と、もちろん分かれていくわけなんですが、今後、修理とかというふうになってきたときに、一体で、

ずっとこれから行くとなったときに、修理だったりとか、そのときに台座のほうも修理対象として、お金が例えればついたときに、そっちにお金を回しちゃって大丈夫なのかとかいうことは、一応確認取れますか。

○文化財係長　台座につきましては大分傷みが激しく、そのままでは像が収まらない状況になっておりますので、このままというわけにはいきませんが、指定対象から外れますので、指定文化財を対象とした補助金は使えないことになります。

所有者の意向としては、寸法が合って、きっちり収まるようなものに台座は変えていきたいという御意向もありますので、そこは尊重しつつ後に過去の台座のことについて振り返る時が来る可能性もありますので、やはり大事に保存していただくのがよろしいかと思います。

○委員　こっちのほうの7.4センチの総高を本文に入れるというのは。

○文化財係長　御意見のとおり、工夫して本文に追記するようにいたします。

○会長　ちょっと今のを整理しますと、総高のところですけれども、観音立像に関しては、法量は像高だけを入れるということで、台座を含めた総高は内容というか、文章の中に入れるということでよろしいでしょうか。皆さん。そうすると答申の説明とも合うので、すっきりすると思います。ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。以上でよろしいでしょうか。

よろしければ、ただいまの皆様の意見の反映を基にして、たたき台への反映を事務局にお願いいたします。

以上の2件の答申案件について、答申案件に向けた今後の予定について事務局から説明をお願いいたします。

○生涯学習課長　審議いただきました2つの諮問案件に関する今後の予定についてお伝えをいたします。

本日以降、委員の皆様よりいただきました御意見を、事務局にて、たたき台を反映いたしまして、メールにて御意見を調整しながら答申案を取りまとめてまいりたいと考えてお

ります。その上で年明けの1月初旬に第3回審議会を開催させていただきまして、教育委員会への答申について決定いただく予定でございます。開催日につきましては後日、別途で日程調整させていただきますので、御承知おきください。また、教育委員会への答申後、2月中には教育委員会において登録及び指定が決定することを見込んでおります。

○会長 ありがとうございます。

この後、答申案をメールにおいて各委員に送っていただくということでございますので、また何か意見がありましたら、そのときに事務局に連絡をお願いいたします。

本日の議事は以上となります、事務局からほかに何かございますでしょうか。

○文化財係長 本日は報告案件として、資料を御用意しておりませんが、継続している案件で、旧林愛作邸の保存活用に向けた現状について、口頭ですが御報告をいたします。

今年度に入りまして、地区計画の検討に入る予定になっており、委託業者等も決まり、11月7日、8日に地域の方を交えた意見交換会をスタートしてまいります。今年度、2回意見交換会を行い、地区計画の案を詰めていくことになります。

一方で、保存活用の方針につきましても、9月に入りまして、所有者が、文化財を専門とするコンサルタントに保存活用の方針のたたき台をつくる契約をして、所有者とコンサルタント、東京都と区もオブザーバーになって、保存活用の方針をまとめていくということになり、今年度末には一定の方向性も出したいと考えております。そのような状況でございます。

では、民間園係から旧安藤家住宅の状況を御説明します。

○民家園係長 昨年度、こちらの審議会で御審議いただきました旧安藤家住宅母屋の不具合があった部分の補修工事と併せて、耐震補強の工事につきましては、7月から工事が始まっておりまして、今現在、不具合があったところと、耐震補強を施す壁の解体は終了しております。今後、補修する部分と耐震補強する部分の工事を進めていきまして、来年3月には全部の耐震補強工事が終了する予定で、今、進んでおります。来年度、4月からは母屋の公開も行う予定で、今、進んでおりますので、御報告とさせていただきます。

○生涯学習課長 それでは次に、先ほどお配り、一番最後につけております配付資料の各行事について、各担当の係長から御説明をさせていただきます。

○文化財係長 本日 4 枚周知用チラシを配らせていただいております。文化財係からは、委員の皆様には既に御連絡をさせていただきましたが、11月 16 日の日曜日に第 18 回の世田谷区遺跡調査・研究発表会を開催いたします。

今回は特別講演として、東京都埋文センターの松崎さんに、横穴墓を中心とした世田谷の古代についてお話をいただきます。現在も外環のジャンクションの付近で、松崎さんを中心に埋文センターの調査が実施されており、新しい情報などもお話しいただけます。また、令和 6 年度の発掘調査の成果の報告として、報告 1 から 4 まで区の学芸員が御説明をする内容になっております。

定員に近づくぐらい参加者のお申込みも増えておりますが、先生方の御席を用意いたしましたので、お時間がございましたら事務局までお伝えいただければと思います。

次に、「令和 7 年度特別展 世田谷の用水」というチラシがございますが、郷土資料館の今年度の特別展は、世田谷の用水の歴史についての展示と、関連イベントで講演会等も行うということです。こちらは開催期間がございますので、お時間があるときに、ぜひ御覧になっていただければと思います。

それでは、民家園に引き継ぎます。

○民家園係長 民家園係から 2 点です。

まず、こちらのチラシですが、「令和 7 年度 世田谷区立次大夫堀公園民家園 企画展 100 年後の古民家 文化財建造物のものさし」と題しまして、来月 1 日から正月、1 月 1 日まで企画展として展示を行います。裏面に講演会のお知らせも記載させております。講師としましては、民家園の開園に携わりまして、こちらの審議会の委員でもいらっしゃいました稻葉和也氏をお招きしまして、「世田谷の民家園のこれまでとこれから」と題しまして、12 月 14 日に講演会。講演会の前に、先ほど経過を報告させていただきました旧安藤家住宅の工事中の中を見学も予定しておりますので、時間がございましたら、ぜひ御覧い

ただければと思います。

もう一方の、こちらの「令和7年度 岡本公園民家園企画展 ムラの道 岡本の記憶を辿る」という企画展なんですが、これはもう本年の7月4日から展示を行っておりまして、来年の3月22日まで。岡本の旧道とか近代の道とかに着目をした企画展になっているんですが、11月15日の土曜日に、午後、実際、岡本の道を歩いて、どういう道だったのか、どういう変化が遂げられているのかを解説しながら、皆さんと一緒に歩く企画も用意しておりますので、お時間があれば御参加いただければと思います。

紹介は以上となります。

○会長 配付資料はこれでよろしいでしょうか。説明は。

民家園の展覧会で、すみません。「文化財建造物のものさし」とあるんですけれども、この「ものさし」ってどういう意味なんですか。ちょっと私、ピンとこないんですけども。

○民家園係長 ちょっと私も分からんんですけれども、指定されて、次大夫堀の場合はもう40年近くたつんですけども、その間、指定、古民家も、いろいろ形は変わってはきているわけなんですね。その状況を踏まえて今後100年、どういう形で古民家を保存、活用していくかということを考えながら、文化財建造物の保存についても考えていきたいという。そこでどういう形で物差しができるのかというところは、企画の内容を見ていただいて判断いただければというところです。

○会長 分かりました。展覧会、楽しみにしています。ありがとうございます。

その他、皆さんから今までの審議事項について、改めて何か思いついたこととか意見とかがございましたら、いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして令和7年度第2回文化財保護審議会を終了いたします。本日は円滑な議事進行に御協力いただき、委員の皆様方、ありがとうございました。これで終了といたします。

午後 6 時49分閉会